

■————☆————★————☆————■

弁理士試験短答【逐条読込・演習講座（演習編）】

平成29年6月第1回

■————☆————★————☆————■

受講生のみなさん、こんにちは。
弁理士の桐生です。

今回は先月5月21日に行われた
平成29年度短答本試験の問題のうち、
特・実1、6、意2、商1を取り上げました。
出題内容を確認していきましょう。

問題ページの次のページに解答・解説を載せています。

読込編では、
今回取り上げた問題に関連する条文を載せてありますので、
条文を確認して解けるようにしていきましょう。

【特許・実用新案】 1

特許法に規定する罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許に係る物以外の物又はその物の包装に、特許表示を付した者は、過料に処せられる。
- 2 特許権の侵害の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 3 特許法第 101 条の規定により特許権を侵害する行為とみなされる行為を行った者については、特許権を侵害した者に対する罰則規定と同一の罰則規定が適用される。
- 4 秘密保持命令違反の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 5 秘密保持命令違反の罪は、これを日本国外において犯した者には適用されない。

【特許・実用新案】 1

解答 4

1 特許に係る物以外の物又はその物の包装に、特許表示を付した者は、過料に処せられる。

…>× 特188条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処される（特198条）。

2 特許権の侵害の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

…>× 平成10年の一部改正前の旧2項は、特許権等は、概ね、①私益であること、②人格権的な要素が含まれること等を理由として親告罪とされていたが、現在では、私益ではあっても、研究開発費が増大している中、侵害によって権利者が被る被害は甚大になっていること、出願人の割合は法人が主となり、人格権の保護という色彩は薄まっていること、また、刑事訴訟法（235条）上の告訴期間の制約（犯人を知った日から6月以内）の問題等から、平成10年の一部改正において、旧2項は削除され、特許権又は専用実施権の侵害罪は非親告罪となった（特196条青本）。

3 特許法第101条の規定により特許権を侵害する行為とみなされる行為を行った者については、特許権を侵害した者に対する罰則規定と同一の罰則規定が適用される。

…>× 特許権を侵害した者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されるが（特196条）、特許法第101条の規定により特許権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処され、又はこれが併科される（特196条の2）。

4 秘密保持命令違反の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

…>○ 特200条の2第2項のとおり。

5 秘密保持命令違反の罪は、これを日本国外において犯した者には適用されない。

…>× 秘密保持命令違反の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用される（特200条の2第3項）。

【特許・実用新案】 6

特許法に規定する明細書等の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

1 最初の拒絶理由通知と共に特許法第 50 条の 2 の規定による通知（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）を受けた場合において、特許法第 50 条の規定により指定された期間内にする特許請求の範囲についての補正は、特許法第 17 条の 2 第 3 項の規定（いわゆる新規事項の追加の禁止）に加えて、同条第 4 項の規定（発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止）に反するものでない限り認められる。

2 外国語書面出願の出願人は、外国語書面についての誤記の訂正を目的とする場合には、外国語書面の補正をすることができる。

3 最後の拒絶理由通知に対して、特許請求の範囲について誤記の訂正のみを目的とする補正がなされた場合、審査官は補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるかどうかを判断し、当該発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないものであるときには、決定をもってその補正を却下しなければならない。

4 外国語書面出願において、誤訳訂正書により明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をした後、最初の拒絶理由通知を受けた。このとき、手続補正書により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができるのは、誤訳訂正書により補正された明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてする場合に限られる。

5 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲に発明イ及び発明ロが記載されている特許出願について、出願審査の請求と同時に発明イに係る請求項を削除する補正をした。

その後、最初の拒絶理由通知を受けた場合、発明ロに係る請求項を削除して、発明イに係る請求項を加える補正をすることができる。

ただし、発明イと発明ロは特許法第 37 条に規定する発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当する。

【特許・実用新案】 6

正解 5

1 最初の拒絶理由通知と共に特許法第 50 条の 2 の規定による通知（既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知）を受けた場合において、特許法第 50 条の規定により指定された期間内にする特許請求の範囲についての補正は、特許法第 17 条の 2 第 3 項の規定（いわゆる新規事項の追加の禁止）に加えて、同条第 4 項の規定（発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止）に反するものでない限り認められる。

.....